

令和３年度いじめ認知件数について

いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

令和３年度、いじめ防止対策推進法のいじめの定義（上記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は５件でした。